

○厚生労働省告示第百十号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		一 (略)	一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
(1) 過去三月間の障害児の数	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	<p>イ 指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数</p>	<p>イ 指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げることによるものとする。</p>
(1) 過去三月間の障害児の数	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	百分の七十	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準
(1) 過去三月間の障害児の数	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	百分の七十	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)を除く。)の場合にあっては指定通所基準第三十七条(指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている利用定員を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあってはこれに準ずるものとし、以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(2) (一) (二) (略)

口 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。以下この口において同じ。)又は基準該当児童発達支援事業所(みなし基

の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員(指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合であっては同令第五十四条の五において準用する同令三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合

(2) (一) (二) (略)

口 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割

準該当児童発達支援事業所を除く。以下この口において同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)。以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士(福祉サービス(指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービ	百分の七十(三月以上継続している場合は、百分の五十)

合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)。以下「特区法」という。)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士(家戦略特別区域限定保育士)又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていな	百分の七十

<p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の六第一項第一号の基準を満たしていないこと。</p> <p>(1) 合 指定期間児童発達支援事業所の場合は、指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の六第一項第一号の基準を満たしていないこと。</p> <p>(1) 合 指定期間児童発達支援事業所の場合は、指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>
<p>百分の七十（五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>	<p>百分の七十（五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

	<p>(新設)</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の二第一項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと。</p>

六 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）の場合にあっては指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあってはこれに準ずるもの）をいう。以下この号において同じ。）が四時間以上六時間未満である場合</p>	百分の八十五

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
<p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定</p>	百分の八十五

三二

(略)(略)

指定児童発達支援事業所等の営業時間が四時間未満である場合	百分の七十	
------------------------------	-------	--

三二

(略)

(1) 指定児童発達支援事業所の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 (2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	百分の七十	
--	-------	--

通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。
5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）、共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合について、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十	百分の七十	百分の七十

イ 合 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の四	百分の七十	百分の七十

四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサー
ービス事業所（以下「みな
し基準該当放課後等デイサ
ー」）と「」いう。）を除く。
。）の場合にあつては指定通所基準第七十一条

、第七十一条の二又は七十

一条の六において準用する
指定通所基準第三十七条に

規定する運営規程に定めら
れている利用定員を、みな

し基準該当放課後等デイサ
ービス事業所の場合にあつ
てはこれに準ずるものとい

う。以下この号において同
じ。）の区分に応じ、それ
ぞれ（一）又は（二）に定める場合

に該当する場合

（2）（一）（二）（略）

口 指定放課後等デイサー
ービス事業所又は基準該当放課後等デイサー
ービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサー
ービス事業所を除く。
以下この口において同じ。）の従業員の員数が次の表の上
欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘
じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。
る員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合
を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員
の員数の基準

厚生労働大臣が定める所定單
位数に乘じる割合

において準用する同令六十
三条に規定する運営規程に
定められている利用定員を
いう。以下この号において
「利用定員」という。）の
区分に応じ、それぞれ（一）又
は（二）に定める場合に該当す
る場合

（2）（一）（二）（略）

口 指定放課後等デイサー
ービス事業所等の従業員の員数が次の表の上
欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘
じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業員
の員数の基準

厚生労働大臣が定める所定單
位数に乘じる割合

指定放課後等デイサービス

事業所又は基準該当放課後等

デイサービス事業所の従業者

の員数が次の(1)又は(2)のいず

れかに該当する場合

(1) 指定放課後等デイサービ

ス事業所の場合にあっては

指定通所基準の規定により

置くべき児童指導員、保育

士(特区法第十二条の五第

五項)に規定する事業実施区

域内にある指定放課後等デ

イサービス事業所にあって

は、保育士又は当該事業実

施区域に係る国家戦略特別

区域限定保育士)又は障害

福祉サービス経験者の員数

を満たしていないこと。

百分の七十(三月以上継続し
ている場合は、百分の五十)

指定放課後等デイサービス

事業所等の従業者の員数が次

の(1)又は(2)のいずれかに該当

する場合

(1) 指定放課後等デイサービ

ス事業所の場合にあっては

指定通所基準の規定により

置くべき児童指導員、保育

士(特区法第十二条の四第

五項)に規定する事業実施区

域内にある指定放課後等デ

イサービス事業所にあって

は、保育士又は当該事業実

施区域に係る国家戦略特別

区域限定保育士)若しくは

障害福祉サービス経験者(

指定通所基準第六十六条第

一項第一号に規定する障害

福祉サービス経験者をいう

)又は児童発達支援管理

責任者の員数を満たしてい

ないこと。(児童発達支援

管理責任者の員数について

は、指定通所基準附則第二

条の規定により、適用しな

い場合も含む。)

基準該当放課後等デイサ

百分の七十

(2)

基準該当放課後等デイサ
ービス事業所の場合にあつ

			ては指定通所基準第七十一 条の三第一項第一号の基準 を満たしていないこと。
指定放課後等デイサービス	厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	ハ (略)	指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合については、指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。 (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合については、指定通所基準第七十一条の三第一項第二号の基準を満たしていないこと。
百分の八十五	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合		百分の七十(五月以上継続している場合は、百分の五十)

		ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	ては指定通所基準第七十一 条の二第一項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと。
指定放課後等デイサービス	厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準		(新設)
百分の八十五	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合		(新設)

事業所等の営業時間（指定放課後等ディサービス事業所、共生型放課後等ディサービス事業所又は基準該当放課後等ディサービス事業所（みなし基準該当放課後等ディサービス事業所を除く。）の場合にあつては指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等ディサービス事業所の場合にあつてはこれに準ずるものという。以下同じ。）が四時間以上六時間未満である場合

（削る）
（削る）

事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 指定放課後等ディサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること
(2) 基準該当放課後等ディサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>三の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間が四時間未満である場合 (削る)</p>

<p>(新設)</p>		<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 (2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p>	<p>定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p>

四 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</td><td style="width: 50%;">厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合</td><td style="text-align: center;">百分の七十（五月以上継続している場合は百分の五十）</td></tr> </table>	厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合	百分の七十（五月以上継続している場合は百分の五十）
厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合				
指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合	百分の七十（五月以上継続している場合は百分の五十）				

四 (略)	(新設)
----------	------